

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

スパコン「富岳」

スーパーコンピュータ「京」の後継機で、単純計算性能、アプリ実効性能、AI性能、ビッグデータ処理性能で世界1位を獲得。新型コロナウイルスの治療薬開発などで期待。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

6/29(月) 先勝

30(火) 友引 4月決算法人の確定申告ほか

7/ 1(水) 先負 半夏生、全国安全週間、路線価公表、レジ袋有料化

2(木) 仏滅

3(金) 大安

4(土) 赤口 サッカーJ1リーグ再開、アメリカ独立記念日

5(日) 先勝 東京都知事選投票

先週の株と為替

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|---------|-------------|--------------|
| 6/22(月) | 22,437 ▼42 | 106.96 ± 0 |
| 23(火) | 22,549 △112 | 107.09 ▼0.13 |
| 24(水) | 22,534 ▼15 | 106.59 △0.50 |
| 25(木) | 22,260 ▼274 | 107.10 ▼0.51 |
| 26(金) | 22,512 △252 | 106.98 △0.12 |

7月から実施される主な制度等は

◎自筆証書遺言書の保管制度……7月10日から、法務局において自筆証書遺言を保管できる制度が開始されます。遺言者の住所地や本籍地、又は所有する不動産の所在地を管轄する法務局に申請できます(申請等は手数料がかかり、手続きには予約が必要)。

◎低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除……個人が都市計画区域内にある一定の低未利用土地等(所有期間5年超、譲渡価額500万円以下)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除できる制度が創設されます。

◎レジ袋の有料化……小売業を営む全ての事業者に、持ち手のついたプラスチック製のレジ袋の有料化が義務付けられます。

◎「あおり運転」厳罰化……改正道交法により6月30日から「妨害運転罪」が創設され、通行を妨害する運転をした場合は違反1回で免許取消処分となり、最高で懲役5年又は罰金100万円の罰則が科されます。また、改正自動車運転処罰法が7月2日に施行され、走行中の車の前方で停止する等の妨害運転が「危険運転致死傷罪」の対象に追加されます。

◎マイナポイントの申込開始……本年9月からマイナンバーカードの取得者を対象に実施される「マイナポイント事業」について、7月からマイナポイントの申込み(利用するキャッシュレス決済サービスを1つ選択)が始まります。

◎家賃支援給付金……テナント事業者で、本年5月～12月の売上が一定以上減少している場合に、支払賃料(月額)に基づいて算出した額の6ヵ月分(法人は最大600万円、個人は最大300万円)を給付する制度が7月中に開始予定です(詳細は検討中)。

■この記事の詳細は、情報BOX201524

「持続化給付金」の給付対象が拡大

新型コロナウイルスの影響を受けて売上が大幅に減少した事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に給付する「持続化給付金」は、今月22日時点で約165万件の事業者に対して約2兆2千億円が支給されています。

本年度第2次補正予算により、これまで同給付金の対象となっていなかった、①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、雑所得・給与所得で確定申告をしている個人事業者(フリーランスを含む)、②本年1月～3月に創業した事業者が、新たに対象となり、今月29日から受付が開始されました(これらは提出書類等が異なります)。

★★★ 7月のチェックポイント ★★★

※納期の特例の承認を受けている企業(従業員数が常時10人未満)の源泉所得税(1月～6月分)の申告・納付期限は7月10日(金)です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月10日(金)です。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは8月31日まで延長されます。

※新型コロナウイルスの第2波と熱中症が危惧されます。職場での3密防止、換気の確保、手洗い、テレワーク、時差通勤など、引き続き対策を。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年7月から実施される主な制度等は

◆自筆証書遺言に係る保管制度（7月10日から）

- ・全国の法務局（遺言書保管所）で自筆証書遺言を保管できる制度が創設されます。
- ・遺言者の住所地・本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に保管の申請ができ、申請手続きは遺言者本人が行う必要があります。
- ・保管された遺言書は、遺言者が生存中に遺言者以外の者が閲覧等を行うことはできません。遺言者が死亡後、相続人等は法務局に遺言書が保管されているかどうかを確認し、遺言書が保管されている場合に閲覧等を行うことができます。
- ・保管されている遺言書については、裁判所での「検認」の手続きは不要です。
- ・遺言書の保管申請や閲覧請求等の手続きには予約が必要となり、手数料がかかります（例えば、保管申請は1通につき3,900円）

◆低未利用土地等の譲渡に係る特別控除（7月1日から）

- ・全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、令和2年度税制改正において、個人が保有する低額の低未利用土地等※を令和2年7月から令和4年12月までの間に譲渡をした場合、譲渡所得から100万円を控除する特例が創設されました。
- ・主な要件は、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下であること、譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えること、都市計画区域内にある低未利用土地等であること、低未利用土地等であったこと及び譲渡後に買主が土地の利用意向を有することについて、市区町村長が確認したものであることです。

※低未利用土地等とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地及び当該土地の上に存する権利。

◆レジ袋の有料化（7月1日から）

- ・海洋プラスチックごみ問題などの解決に向けた取組として、小売業を営む事業者は商品を販売する際に、プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することが義務付けられます。
- ・有料化の対象となるのは原則、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる持ち手のついたプラスチック製買物袋です。ただし、プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル（0.05ミリメートル）以上のもの、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの、バイオマス素材の配合率が25%以上のものは、法令の対象外となります。

◆「あおり運転」厳罰化（改正道交法は6月30日、改正自動車運転処罰法は7月2日から）

- ・道路交通法の改正により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設され、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反（車間距離不保持、急ブレーキ禁止違反等の10類型）をした場合、懲役3年以下又は罰金50万円以下、違反点数25点で免許取消しとなります。また、高速道路で停車させる等の著しい危険を生じさせた場合は、懲役5年以下又は罰金100万円以下、違反点数35点で免許取消しとなります。
- ・自動車運転処罰法の改正により、重大な交通の危険が生じる速度で走行中の車の前方で停止したり、高速道路で著しく接近し徐行・停止させる行為などが危険運転致死傷罪の対象に追加されます。

◆マイナポイントの申込開始（7月1日から）

- ・令和2年9月から令和3年3月まで実施される「マイナポイント事業」は、マイナンバーカードの取得者を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスの利用額（チャージ又は購入）に応じて買い物等で使えるポイント等が付与（利用額の25%で最大5,000円分）されます。
- ・7月からマイナポイントの申込が始まり、利用する決済サービスを1つ選択します。

◆家賃支援給付金（7月中に開始予定）

- ・テナント事業者のうち、令和2年5月～12月の売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月が前年同期比30%以上減少」した中堅・中小企業、個人事業者等を対象に、家賃の負担を軽減する給付金が創設されます。
- ・給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出した給付月額（家賃×給付率）の6ヵ月分となり、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円です。
- ・給付率は、支払家賃（月額）が法人75万円、個人事業主37.5万円までの部分が2/3、それを超える部分は1/3となります。